

令和7年度
拓殖大学 外部評価報告書

令和8（2026）年3月

拓殖大学 外部評価委員会

外部評価報告書の取りまとめに当たって

1. 外部評価の進め方

本委員会では、拓殖大学が令和7年7月22日に取りまとめた『自己点検・評価報告書－2022(令和4)年度から2024(令和6)年度を中心に－』、同大学のホームページで公表されている情報、学長や事務職員からのヒアリング結果に基づき、同大学における自己点検・評価、教育研究活動等の評価を実施した。

参考：『自己点検・評価報告書－2022(令和4)年度から2024(令和6)年度を中心に－』

https://www.takushoku-u.ac.jp/summary/files/evaluation_juaa_report_20260113.pdf

2. 外部評価報告書の構成

本報告書は、本委員会委員長による「総括」を冒頭に記載。その後に、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関である公益財団法人大学基準協会が定める基準に基づく各章の評価結果を記載した。

各章における評価結果では、「評価できる点」「改善が望まれる点及び提案」及び「小括」の項目で整理した。なお、「評価できる点」「改善が望まれる点及び提案」については、各委員による評価を記したものであり、重複するものや評価を異にするものも見受けられるが、各委員の評価を尊重し、そのまま掲載した。なお、それぞれの章において本委員会で議論した結果は「小括」としてまとめている。

3. 用語の使い方

報告書を取りまとめるに当たり、「学修」と「学習」の表記について話題となり、本報告書においては、原則として、次のとおり整理して用いることとした。

- ・「学修」とは、教育課程、単位修得、DP・CP、学修成果、学修行動、学修指導、内部質保証、成果の可視化
- ・「学習」とは、学習歴、補習、補充教育、入学前課題、学習支援室、学習機会
- ・「学び」とは、主体的な学び、学生の学びと成長など包括的・中立的に述べたいとき

なお、第4章の章題「教育課程・学習成果」については、大学基準協会が定める基準に合わせることとし、あえて「教育課程・学習成果」と表記した。

目 次

総 括	1
-----	---

各章における評価

第1章 理念・目的	2
-----------	---

第2章 内部質保証	3
-----------	---

第3章 教育研究組織	5
------------	---

第4章 教育課程・学習成果	6
---------------	---

第5章 学生の受け入れ	8
-------------	---

第6章 教員・教員組織	11
-------------	----

第7章 学生支援	13
----------	----

第8章 教育研究等環境	15
-------------	----

第9章 社会連携・社会貢献	17
---------------	----

第10章 大学運営・財務	18
--------------	----

第1節 大学運営	18
----------	----

第2節 財務	20
--------	----

【参考資料】

拓殖大学外部評価委員会開催状況	21
-----------------	----

拓殖大学外部評価委員会委員名簿	21
-----------------	----

拓殖大学外部評価委員会規程	22
---------------	----

総 括

大学に求められる役割は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな利権を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとして教育基本法に示されており、大学の使命は「教育」「研究」「社会貢献」にある。

18歳人口の急激な減少のなか、学術研究の急速な高度化、社会の価値観の多様化、国際化、高度情報化と、変化の激しい社会に大学が、これからの時代においても役割を十分に果たしていくためには、大学間の競争的な環境の中で、個性・特色を発揮していく必要がある。

拓殖大学は、このような状況下において、創立以来の「建学の理念」を堅持し、一貫して「拓殖人材」の育成に努め、教育、研究、社会貢献を精力的に行って大学としての使命を十分に果たしている。

そして、教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況において、多面的な観点を適切に定め、厳しく自己点検・評価を行い、不断の改革を進めている。

教育においては、社会的動向や、国際的な環境変化を踏まえた教育研究組織を不断に改革し、「拓殖人材」の育成を目指したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが一貫して整備され、各学部・研究科の教育課程が体系的に構築されている。

研究においては、「教育・研究等環境整備の方針」を定め、これに基づき、これまでの事業成果を継承しつつ教育・研究環境の整備・充実を精力的に進めており、教育研究活動の基盤が整備されている。

社会貢献においては、「社会連携・社会貢献の方針」を明確に定め、教育・研究成果を社会へ還元する取り組みを組織的に推進している。その際、学生の参画を重視した社会貢献活動を行い、これらを通じて学生の人間性の涵養も図っている。

今回の外部評価委員会では、拓殖大学が建学の理念に基づいて、一貫して「拓殖人材」育成に努め、現代社会の課題や要請を柔軟に受け止め、不断に改革を進め、社会貢献に資する教育・研究を精力的に進められていることに、感銘を受けるとともに、拓殖大学が日本の教育・研究をリードする大学であり続けることを大いに期待して、委員一同深く謝意を表したい。

令和8（2026）年3月

拓殖大学外部評価委員会
委員長 朴 木 一 史

各章における評価

第1章 理念・目的

<評価できる点>

- 1900年台湾協会学校、1907年東洋協会専門学校、1915年東洋協会植民専門学校、1918年拓殖大学、1922年東洋協会からの独立を経て現在に至るまで一貫した人材育成を行っている。
- 「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有意の人材を育成する」という建学の理念を掲げ、21世紀初めに「原点への回帰」「建学理念の再構築」のため現代の課題に即した改革を果たし、各学部・各研究科における人材育成の視点を明確にもっている。
- 2021年には「教育ルネサンス2030」を策定し、拓殖人材「伝統ある国際大学として、グローバルな視点で社会情勢を捉え、そこに生じる諸問題の解決に向けて積極的・果敢に取り組む有意な人材」の育成をビジョンとし、それらの実現のための基本戦略を設定して計画を明確にして積極的に取り組んでいる。
- 拓殖大学第十代総長である矢部貞治氏が、創立時の設置目的、初代校長桂太郎氏の訓辞、校歌の精神等を踏まえて策定した建学の理念「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材を育成する」を長い歴史の中で堅持し続け、この建学の理念を踏まえた目的や使命を掲げて、教育研究活動や社会貢献を展開している。
- 目的、使命に基づき、各学部・研究科単位に教育研究上の目的を設定するとともに、近年、高等教育政策上要請されているディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の三つの基本方針についても課程ごと及び各学部・研究科ごとに明確に定めている。
- 建学の理念や使命、目的等については、学則、刊行物、ホームページ等に明示され、教職員、学生、社会に対して周知するべく適切に公表されている。
- 「教育ルネサンス2030」が策定されたが、それが十全に実行されていけば、「国際性」「専門性」「人間性」を身につけた「拓殖人材」の育成と国際大学を標榜する拓殖大学の発展に寄与するものとして大いに期待できる。
- 建学の時代において課題と認識された台湾開発については、現代に通底する問題意識を見いだすことが可能であり、また学部及び大学院での学部、学科、研究科、専攻の配置もこれと整合的である。
- 建学の理念・目的、学部等の目的を達成するために「教育ルネサンス2030」を策定して具体的に取り組んでいる。

<改善が望まれる点及び提案>

- 建学の理念、使命、目的、教育目標、学部・研究科ごとの人材養成目的、課程ごと及び各学部・研究科ごとの三つのポリシーが設定されているが、それらの関係を明確にして体系化していくことが必要である。
- 建学の理念や使命、目的等の発信に関しては適切に行われているが、実際に周知されているかどうかの検証を行うことも考慮されて良い。
- 自己評価報告書及びウェブ・ページ等から判断する限り、理念のプレゼンテーション及びその手法は議論する価値があると考えられる。3点指摘する。第1に「台湾協会」がアイデンティティであることの現代的な意義については、より肯定的に再評価する準備を行うべきではないか。また初期の実

践例、卒業生の紹介もより効果的に行う必要があると考える（TAKUDAI PROFILE「拓大人物図鑑」を一通り見た印象）。第2に、「グローバル化」に対する国際社会、日本社会の受け止め方が変化していく可能性について、考える時期にさしかかっていることも指摘したい。第3に、諸外国及び我が国の高等教育を取り巻く状況を見据え、安易かつ表層的に「多様性」言説を受容しないことが肝要であると考え。「拓殖」が、経済的繁栄と民主的な政治体制を維持発展させていく上で重要な価値観と実践を基軸にしていることこそ、大学運営の根幹であってしかるべきであろう。

○拓殖人材を育成する教職員の本学理解が重要なので、研修等での自校教育に努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、創立以来の歴史を通じて建学の理念を堅持し、一貫して「拓殖人材」の育成に努めるとともに、教育研究活動や社会貢献を展開していることは、高く評価できる。また、建学の理念、使命、目的に基づき、各学部・研究科単位に教育研究上の目的を設定するとともに、近年、高等教育政策上要請されているディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の三つの基本方針についても課程ごと及び各学部・研究科ごとに明確に定めている。それらを、学則、刊行物、ホームページ等に明示し、教職員、学生、社会に対して周知するべく適切に公表していることは、適切な取り組みであり評価できる。さらに、学校法人拓殖大学中長期計画「教育ルネサンス 2030」を策定し、建学の理念・目的、学部等の目的を達成するために、基本戦略を設定しこれを実現するための計画を明確にして積極的に取り組んでいることも高く評価できる。

一方で、今後の検討事項として、建学の理念、使命、目的、教育目標、各種方針に至るまでの相互関係を、全体像が分かる形で体系化する余地がある。併せて、理念や目的が教職員や学生にどの程度浸透しているのかを検証する仕組みの構築についても、さらなる充実が期待される。

第2章 内部質保証

<評価できる点>

- 拓殖大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況についての自己点検及び評価を実施・公表し、認証評価の受審をしている。
- 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革改善に結び付けるために、教育研究の質の保証に関する基本的な考え方を「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」として策定している。
- 「教育ルネサンス 2030」の推進にあたっては、検証方法を明確にして実施している。
- 「拓殖大学内部質保証委員会規程」を制定して、「内部質保証委員会」を設置し、全学内体制で内部質保証を図っている。
- 内部質保証については、細部にわたって評価の視点を定め、「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」のもと、内部質保証システムを機能させている。また、行政機関、認証評価機関からの指摘事項にも適切に対応して不断に改善を図っている。
- 2018年には外部評価委員会を設置し、自己点検・評価に対しての外部評価を実施するとともに、2022年には「内部質保証の方針及び手続」の抜本的な改定を実施し、質の高い内部質保証システムのもと適切な評価が行われている。
- 内部質保証に関する方針及び手続を明確に定め、全学的な内部質保証推進組織に内部質保証委員会と大学教学会議・大学院委員会を位置付け、また同組織をサポートする役割としてFD委員会、教

学支援部門等を位置付けて、拓殖大学の教育にかかるP D C Aサイクルが機能するよう、内部質保証体制を適切に構築している。

- 自己点検・評価について、その実施方法、自己点検・評価結果の取り扱いなどが予め定められており、大学教育の改善に連動する仕組みが適切に整備されている。
- 2021年度に認証評価を受審した際に、大学基準協会から提言された2つの改善課題についても、内部質保証体制の中で早急に対応し、改善が図られている。
- 情報公表について、必要な情報は公表されており、とりわけ「教育ルネサンス2030」に関連する取り組みについても積極的かつ明確に公表されている。
- 拓殖大学の質保証、質向上に取り組む真摯な姿勢が全学的に広まり、大学に質の文化がより一層醸成されていくことを期待したい。
- 行政、認証機関及び学内の評価点検を通じ、改善を行ってきた経緯を肯定的に評価する。
- 定員の調整等、痛みを伴う改革も適時実践してきた印象である。
- 情報公開の取り組みについても肯定的に受け止めている。
- 「教育ルネサンス2030」を推進するためにP D C Aサイクルを機能させて取り組んでいる。

<改善が望まれる点及び提案>

- 今後も大学経営の実態を踏まえた、内部質保証システムの改善を行っていくこと。
- 欧州では、内部質保証に学生が参画することが当たり前となっている。わが国でも、質保証にかかる学生参画の必要性が、大学基準協会を中心に指摘されつつある中で、拓殖大学における学生参画の可能性について、今後検討することも必要ではないか。
- 現在、中央教育審議会にて認証評価制度の見直しがなされており、2025年2月に公表された、いわゆる「知の総和」答申では、これまでの機関別評価から各学部単位の評価に重心をシフトさせることが示唆された。その評価では、学生の学修成果を重視し、学生の学びと成長に焦点を当てて認証評価が行われようとしている。こうした動きにも留意しつつ、学修成果を基軸とした内部質保証システムの構築を検討されたい。
- 外部評価を実施する上で、「自己点検・評価報告書」が配付されたが、報告書の内容を裏付けるエビデンス資料が配付されなかった。今回は、短期間で評価をまとめなければならないという制約からやむを得ない措置ではあるが、今後は、外部評価のプロセスを見直すなどそのあり方について再考する必要がある。
- 「ゼミナール論文」「卒業論文」「卒業研究」等の登録単位数としての扱いについては、現実的な対応がなされたと考える。一方で学生の研究推敲、論文執筆環境を取り巻く技術的変化を踏まえた運用について構想すべき段階であると考え。具体的には生成AIの利用、剽窃予防、知的所有権全般の取り扱いについて、教育課程全般の管理において重要な課題となっており、言及があつてしかなるべきではないかと懸念する。
- 評価に学生を参画させる場合には何を目的にどの範囲とするのか。学生にとって学ぶことは大いにあると思うが、そこは大学側としてきちんと制度設計をしていかないと有らぬ方向に行ってしまう可能性があるため、慎重に検討されることを期待したい。
- 中長期計画がP l a nとD oであり内部質保証がC h e c kとなるので両方が連動して効果的になるように取り組んでいただきたい。
- 今後、評価システムに学生を参画させることが求められると思われるので、学生の選出方法は難しいと思うが、前向きに検討することを期待する。

<小括>

拓殖大学では、全学内部質保証推進組織に関する規程や内部質保証の方針及び手続を明確に定め、全学内部質保証推進組織には、内部質保証委員会と大学教学会議・大学院委員会を位置付けており、また同推進組織をサポートする役割としてFD委員会、教学支援部門等を位置付けて、拓殖大学の教育にかかるPDCAサイクルが機能するよう内部質保証体制を適切に構築していることは、高く評価できる。また、自己点検・評価の結果を大学教育の改善に連動させるとともに、認証評価機関や行政機関からの指摘事項に対しても、内部質保証体制の中で早急に対応し改善が図られている点は評価できる。さらに、情報公開についても必要な情報は公表されており、とりわけ「教育ルネサンス 2030」に関連する取り組みを積極的かつ明確に公表されており、大学全体として質保証文化が醸成されつつある点は評価できる。

一方で、今後も大学経営の実態を踏まえた内部質保証システムの改善を行っていくことが求められる。特に、認証評価機関における大学評価においては、内部質保証に学生を参画させる取り組みの導入や、学生の学修成果を重視し、学生の学びと成長に焦点を当てた評価が行われようとしているため、こうした動きにも留意しつつ、学修成果を基軸とした内部質保証システムの構築を検討されることが期待される。また、外部評価を実施する上で、自己点検・評価報告書の内容を裏付ける詳細なエビデンス資料の提示や執行部に対するヒアリングの導入など、評価方法の高度化が望まれる。

第3章 教育研究組織

<評価できる点>

- 「教育ルネサンス 2030」が示す「拓殖人材の育成」を図るために、様々な法改正に即して規則を改正し、それらに対応する組織を設置することで、適切に教育活動を行っている。
- 社会的動向、要請、国際的な環境を踏まえた学科の設置、収容定員の適正化、社会人学生の受け入れ強化、設置目的を果たした組織の廃止を適切に行っている。
- 常に大学を取り巻く環境について即時性をもって分析し、新学部設置の検討、文化庁からの認定を受けた講座の開設、新法に基づいての必要な登録申請などスピード感をもって対応している。
- 拓殖大学では、大学を取り巻く環境が変化する中で社会のニーズに即して、2025年4月1日付けで新たに「政経学部 社会安全学科」、商学研究科商学専攻「博士前期課程1年制コース」を設置した。こうした組織改編の背景には、教育研究組織の不断の見直しがあり、今年度も、理事長を座長とする「教育組織将来構想検討ワーキンググループ」の検討を経て、「新学部設置準備作業部会の設置」の提案・承認がなされ、すでにこの作業部会は、活動を実施している。
- 今後も、社会のニーズに適った有為な人材「拓殖人材」が輩出されていくことを大いに期待したい。
- 概ね建学の理念と整合的な形で組織編成されていると考える。
- 誰かを守れる人材を育成する社会安全学科の設置は、社会、地域の安全・安心を脅かす懸念が増大し、労働人口が不足する中において社会的な意義が大きい。

<改善が望まれる点及び提案>

- 今後とも急激な社会情勢の変化、社会ニーズの多様化、法改正等を踏まえた教育研究組織の評価・見直し・改善を図っていくこと。

- イスラム研究、シャリアの研究については適切な表現の方向性について検討が必要な時代になっていると考える。大川周明以来の歴史を尊重しつつも、研究課題の現代的な再定義が必要であろう。
- 「台湾研究」が明確に存在しないことについて、建学の理念に照らし「もったいない」と感じる。「兩岸関係」でも構わないが、我が国の存立、繁栄を考える上で死活的に重要な課題であることはあえて強調する必要はない。非常に重要なテーマであり、大学経営の基軸に位置づけてしかるべきであろう。
- 時代の変化に即して新たなニーズを踏まえた教育組織の再編を積極的に推進していただきたい。

<小括>

拓殖大学では、社会的動向や国際的な環境変化を踏まえた教育研究組織の見直しを適切に行っており、新学科の設置や収容定員の調整、社会人学生の受け入れ強化、設置目的を果たした組織の廃止など、不断の改革に取り組んでいることは、高く評価できる。

一方、引き続き、急激な社会情勢の変化、社会ニーズの多様化、法改正等を踏まえた教育研究組織の継続的な評価と見直し・改善が図られることを期待する。

第4章 教育課程・学習成果

<評価できる点>

- 「拓殖人材の育成」の実現を図るための三つのポリシーを明確にした「ディプロマ・ポリシー」を教員・学生が共有して教学が展開されるように、学生・保護者に向けての情報提供の在り方を工夫している。
- 「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」が一貫しており、「拓殖人材の育成」をめざした、各学部・各研究科の教学カリキュラムが体系化、構造化されている。
- 学生が教学内容の理解度を高め、それらを図るフィードバックシステムが整理されている。
- 教学内容も、現代社会の課題に即したものが工夫されているとともに、学生が積極的に授業に参加できる環境を整えている。
- 成績評価の基準も明確であり、卒業・修了の要件も学生に適切に明示している。さらに学位授与を適切に行うための学則も整備されており、履修要項への明記と学生への周知徹底も図られている。
- 学士課程及び修士・博士課程のDPとCPをそれぞれ設定し、また、それをもとに各学部、研究科においても適切にDP、CPを設定している。
- 各学部では、CPと整合させたカリキュラムが体系的に編成され、また「科目ナンバリング」を導入するなど、カリキュラムの順次性にも配慮がなされており、評価できる。
- 学生の学修活性化に向けた取り組みとして、「講義要項（シラバス）」の充実を図っている。具体的には、主要授業科目か否かの別を明示し、「SDGsマークの選択・表示」を示すなどとてもユニークな内容となっている。こうしたシラバスの作りは、「教育ルネサンス 2030」に通ずるものであり評価できる。
- 学生の主体的参加を促す授業形態として、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目の充実を図っている。これは、学生の学修意欲を喚起することにもつながり、一層の充実を期待したい。
- シラバスの作成、改訂について教員に指針を提示し実践していることは、方向性として肯定的に評価できる。アクティブ・ラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングが有効に機能するためには教員側への働きかけ、研修の地道な取り組みが必要だと考えられるが、全学的な努力の形跡が

認められると認識している。

- 「教育ルネサンス 2030」のゼミナール教育の強化について、肯定的に評価したい。学問の作法（知的所有権の取り扱い、批判的・論理的思考力、表現力）、真摯さ、協調性など、拓殖人材の養成において今後も中心的な位置づけになるであろうと予想する。
- ゼミナール教育の強化や企業・団体等との連携によるアクティブ・ラーニングの科目を充実させ、より実践的な教育の質の確保を目指している。

<改善が望まれる点及び提案>

- 学生への評価については、その評価基準を積極的に公開し、適切な評価が行われるように評価活動の点検と評価方法の改善をしていくこと。
- アクティブ・ラーニングについて、さらに充実させていくためには、DPに記されている学修成果を修得させるための教育方法の開発についても検討することが望まれる。そのために、アクティブ・ラーニングを取り入れている科目の割合、その科目に対する学生の満足度及び成績との関係について分析していくことも考慮されたい。
- 生成AIの適切な利用を促すために、大学は学生に対してアカデミック・インテグリティの観点からきめ細かい説明等が求められる。
- 成績不振学生への働きかけ対象になった者、対応件数等を定量的に把握していく努力について、「評価の分布（目安）」と実際の分布を対照させて分析する必要があるのではないか。
- 語学など定量的評価手法の確立した領域については入学時、卒業時の実力の変化についてCEFR基準を用いるなどして定量的に測定しておくべきであろう。また企業でのデータ利活用実態を考えると、今後は数学及び統計学についても同様の取り組みが必要になると予想する。
- 外部企業によるアセスメントテスト等を導入する可能性を含め、学生の学修成果の評価方法についての検討を進めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、「拓殖人材」の育成を目指したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが一貫して整備され、各学部・研究科の教育課程が体系的に構築されている。講義要項（シラバス）の充実や科目ナンバリングの導入により、学生の学修活性化に向けた取り組みを促進する工夫がなされていることは評価できる。また、講義要項には、主要授業科目か否かの別を明示し、「SDGsマークの選択・表示」を示すなどとてもユニークな内容となっており評価できる。さらに、アクティブ・ラーニングやゼミナール教育の強化、企業・団体との連携による実践的教育の推進など、学生の主体的な学びを促す取り組みが進められていることも評価できる。

一方で、学生への評価については、適切な評価が行われるように評価活動の点検と評価方法の改善を図っていくことが必要である。また、アクティブ・ラーニングについて、さらに充実させていくためには、ディプロマ・ポリシーに記されている学修成果を修得させるための教育方法の開発についても検討することが望まれる。さらに、生成AIの活用については、その目覚ましい発展に伴い、教育研究活動における課題の一つとなっており、学生に対して、生成AIは自分たちの学修の補助として使うこと、著作権の問題や未発表のデータを入れるとそれが流通していく可能性もあることなどの説明をしっかりと行うことを期待する。

第5章 学生の受け入れ

<評価できる点>

- 「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を踏まえて「アドミッション・ポリシー」を策定し、入学希望者に求められる水準等の判定方法を明確にした上で入学者選抜を実施している。
- 「アドミッション・ポリシー」は、授与する学位ごとにきめ細かく策定され、教職員での共有を図るとともにあらゆる方法を用いて幅広く社会に公開している。
- 大学、大学院とも多様な背景を持った学生の受け入れに配慮した、多様な選抜方法を実施しており、入学志願者の能力資質を多様な選抜方法を用いて総合的に評価し、慎重に審査・選抜を行って、公正な入学者選抜・合否判定を実施している。
- 2021年度から2025年度までの5年間で、収容定員充足率は0.98～1.00と良好な数値で推移している。
- 外国人留学生を積極的に受け入れる体制が整っており、外国人に配慮した選抜方法で入学者を決定しており、2020年から2024年の4年連続で、一般財団法人日本語教育振興協会から「大賞校」を受賞している。
- 各学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーは、「入学前に求められる能力、水準等」と「入学希望者に求められる能力、水準等の判定方法」の大きく2つの項目で構成され、特に1つ目の項目については、さらに「(1)学習歴」「(2)学力水準」「(3)能力」の小項目を立てて記述されている。この記述形式は、全学科で共通しており明確に定められていると評価できる。
- 外国人留学生の受け入れにあたり、日本語教育機関への訪問や、その教職員を大学へ招聘しての説明会開催など、日本語教育機関との連携を密にしている。また、オープンキャンパスでは外国人留学生対象の説明会・相談コーナーを設置し、個別ニーズにきめ細かく対応する体制を整備している。こうした受験しやすい環境づくりや手厚い支援は、日本語教育の現場から高く評価され、その結果、日本語学校の教職員が推薦する「日本留学AWARDS」の東日本地区（文科系）部門において、4年連続で「大賞校」を受賞（2020年～2024年、2022年は未実施）するという顕著な実績を上げている。
- 2019年に「三つのポリシー」の策定方針を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを策定している。加えて、授与する学位（学部・学科、研究科・専攻・課程）ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等で公表している点は、受け入れ方針の明確性と説明責任の観点で評価できる。
- 学生募集・情報提供を多層化し、学費・奨学金等の情報も含めて丁寧に開示している。学費・奨学金制度について専用サイトで詳細情報を公表し、大学案内等にも掲載するほか、説明会・相談会でもきめ細かな説明を行っている。受験検討者が意思決定に必要な情報へアクセスしやすい設計であり、透明性の観点で評価できる。
- 入学者選抜を多面的・総合的に実施し、公正性・公平性と合理的配慮の制度運用を明示している。学士課程では筆記・個別学力検査・調査書・面接・小論文等を組み合わせた総合評価を行い、選抜方法を募集要項等で事前明示し、会議体で慎重に審査している。加えて、病気・障がい等による配慮希望者への事前申請制度を設け、合理的配慮に基づく公平な選抜として公表している点は、手続の公正性担保として評価できる。
- 留学生の募集・受け入れを戦略的に推進し、国際化方針の目標達成と対外的評価を得ている。多言語での情報提供、JASSO海外留学フェア参加、22カ国・地域の56大学・機関との交流・提携、

東南アジアを中心とした常設窓口設置等により、留学生獲得を組織的に推進している。

- 国際化推進方針に掲げた「2025年までに学部留学生900名を常態化」の目標を達成している点も成果として評価できる。
 - 「日本留学AWARDS」東日本地区大学（文科系）部門で4年連続「大賞校」を受賞し、留学生対応や入学制度面の評価を得ていることも、賞賛されるべきであろう。
 - 受け入れの適切性を毎年度点検し、内部質保証の枠組みで改善につなげる運用を明記している。入学支援センター及び各学部・研究科で、入試情報や収容定員充足率、退学者状況等を踏まえた自己点検・評価を毎年度行い、内部質保証委員会でも全学的観点から点検を実施している。さらに、その結果に基づき募集方法や選抜方法を見直し、改善・向上につなげるとしている点は、PDCAとして評価できる。
 - 多様な選抜制度により受験機会の選択肢が多い。
 - 一般財団法人日本語教育振興協会主催の日本語学校の教職員が選ぶ外国人留学生に薦めたい進学先を選出する「日本留学AWARDS」の東日本地区大学（文科系）部門において、5年連続で「大賞校」を受賞しており、外国人留学生が安心して学修できる大学として評価されている。
- 〔備考〕自己点検・評価報告書の取りまとめ以降に、2025年度日本留学AWARDSの発表が行われ、拓殖大学は、東日本私立大学文科系部門で、9年連続入賞、5年連続の「大賞」受賞となり、大賞受賞が5年連続となったことで「永久殿堂入り校」となっている。

<改善が望まれる点及び提案>

- 生成AIの発達対応した入学者選抜試験の在り方を構築していくこと。
- 外国語学部及び国際学部の収容定員充足率が低いので改善が望まれる。
- 収容定員未充足の領域について、見直し分析と改善計画（KPI・期限・責任体制）を具体化すること。急速な少子化等の環境変化の下、本学においても収容定員が充足できていない学部・学科、研究科が見受けられる旨が記されている。特に、外国語学部各学科、国際学部国際学科、経済学研究科（博士前期・後期）、商学研究科（博士前期）、地方政治行政研究科（修士）、別科については、学生確保の見直しを分析したうえで改善計画を策定・実行する必要があると明記されている。したがって、外部評価としては「分析→計画→実行」そのものに加え、改善計画のKPI、年次目標、責任部署、フォローアップ方法を明確化することが望まれる。
- 外国語学部の定員未充足（特に中国語・スペイン語）に対し、定員改定だけでなく原因別の打ち手を強化すること。外国語学部の収容定員充足率は低下傾向が示されており（学科別にも低位の年度がある）、課題の構造化が必要である。加えて、定員充足率が極端に低い中国語学科・スペイン語学科については、2026年度から入学定員を各50名から40名に改定する申請を行っているとのことである。定員見直しは合理的な是正策である一方で、外部評価としては、志願者動向、教育内容・出口（進路）訴求、募集導線、入試設計など原因別に施策を組み立て、定員改定後も「充足の安定」と「教育の質」を同時に担保する改善が望まれる。一方、生成AIの翻訳機能など、外国語能力に対する社会のニーズは急速に変化しており、旧来の外国語学教育体制がどこまで必要なのか、拓殖大学のミッションにおいてどう位置づけられるべきかなど、そもそも論に立ち返った戦略見直しが必要だと考える。
- 大学院（修士・博士）の定員未充足に対し、施策の効果検証と差別化（魅力設計）を強めること。大学院について、改善課題基準を下回る年度がある研究科が示され、定員管理の観点で課題が存在する。対応として、大学院ホームページのリニューアル、進学説明会への参加、入学者選抜方法の

改革、授業科目の見直し等が記されている。今後は、これらの施策を「実施した」だけで終えず、募集（認知・志願・受験・入学）の数値、入学者の質、修了後の進路等で効果検証し、研究科別の差別化（何を学び、何ができるようになるのか）を明確化する改善が望まれる。これも、社会、経済における教育の付加価値変化、学生にとっての費用対効果に変化してきていることに根ざした経営施策の組み替えが必要な段階であろう。ブルー・カラー億万長者が喧伝される中で、大学院教育にこだわるべきか、真剣な議論が必要になるであろう。

- 別科の定員確保に向け、募集施策の強化と価値訴求（進路・成果の見える化）を進めること。別科について、定員に対する充足率が 0.60 前後と低位であり、定員確保に向けた取り組みの強化が求められると明記されている。対応として、別科サイトの立上げ、授業内容・年中行事・学費等の情報公表、卒業生の声の掲載等が記されている。外部評価としては、情報発信に加えて、別科修了後の進路、学修成果、満足度等を可視化し、志願者が価値を理解できる訴求と募集導線の改善を一段進めることが望まれる。
- 「日本留学AWARDS」の評価に応え続けられるよう、より一層きめ細やかな支援に努めていただきたい。
- 急速な少子化、国内外の諸情勢の急激な変化等の状況下で、受験生から選択される大学に取り組んで定員割れしないようにしていただきたい。
- 「知恵と勇気と志」をブランドスローガンに掲げ、新ロゴマーク「TAKUDA I」の制定、学生主体の様々なプロジェクトによるブランディング活動を行っているが、大学間競争が激化する中で、学生募集活動や広報活動を含むブランディング活動のさらなる強化を推進していただきたい。
- ホームページを充実させても閲覧されなければ効果は期待できない。いかに本学への関心を高めるか、その方策の検討や魅力ある情報発信に努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、「三つのポリシー」に基づき、アドミッション・ポリシーを学位ごとに体系的かつ明確に策定している。これらは教職員間で共有するとともに、ホームページや募集要項等を通じて広く社会に公表されていることは評価できる。

入学者選抜においては、多様な選抜方法を組み合わせ、筆記試験、面接、小論文、調査書等を通じて志願者の能力・資質を多面的・総合的に評価しており、公正性・公平性の確保に努めている点は高く評価できる。また、病気や障がい等に配慮した合理的配慮の制度を明示している点も、手続的妥当性の観点から評価できる。

加えて、全体の収容定員充足率が良好に推移していること、ならびに留学生募集・受け入れを戦略的に推進し、「日本留学AWARDS」における複数年連続で大賞を受賞するなど、対外的にも高い評価を得ている点は、拓殖大学の国際化方針が成果を上げている証左であり、評価できる。

一方で、急速な少子化や志願者動向の変化の中で、一部で収容定員未充足が見られる点は課題である。特に令和7年5月1日現在の定員充足率では、外国語学部のすべての学科、国際学部国際学科、経済学研究科博士後期課程及び別科が低迷しているため、改善が求められる。

第6章 教員・教員組織

<評価できる点>

- 「拓殖大学 教員・教員組織編制の方針」を定め、各学部及び各研究科における方針を明確にし、教職員で共有するとともにホームページで公表している。
- 適切な教員組織編制のために、年齢構成バランス、男女比、国際性等に留意している。
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施するために「拓殖大学FD実施方針」を策定し教学の充実に努力している。特に「授業改善のための学生アンケート」の結果を活かして授業改善に取り組んでいる。
- 2023年1月、「拓殖大学FD委員会規程」を改正し、委員会の職務に研究活動と社会貢献活動等の活性化に関する事項を加える等、役割・権限の明確化を図った。また、同年6月には、「拓殖大学FD実施方針」を改訂し、この実施方針に基づき、教育の質及び教育能力の向上とともに、教員の研究活動や社会貢献の諸活動等の活性化を図るための取り組みを実施し、一定の成果を上げており評価できる。
- 2023年度から「拓殖大学における優れた教育活動の顕彰（拓殖大学教育活動表彰）実施要領」に基づき、教育活動における学修指導、学生の理解を深める工夫、優れた取り組みにより対外的に高い評価を受けるなど顕著な教育成果を挙げた教員に対する表彰制度を導入した。これにより、教員の意欲向上、拓殖大学の教育のさらなる向上が期待される。
- 教員像・教員組織編制方針を大学—学部—研究科の階層で整備し、学内共有と対外公表まで行っている。大学学則・大学院学則に基づく基本方針に加え、「教員・教員組織編制の方針」を策定・運用し、学部・研究科単位の方針も定めている。さらに、グループウェアで教職員共有し、ホームページでも公表している点は、方針の明確性と説明責任の観点で評価できる。
- 大学設置基準等の要件を満たす教員数を確保し、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。学部・研究科における専任教員数は、授与する学位の種類・分野に応じて必要教員数以上を確保している。また、学部・研究科の目的・教育目標に即して分野構成を踏まえた教員組織の編制を行っている点は、教育研究の実施体制として評価できる。
- 専任教員の授業負担軽減や教育の多様性確保のための運用（非常勤講師・TA・特任教授制度）を整備している。主要科目以外の一部を非常勤講師が担う運用、大学院生等を活用したTA制度、専門人材を柔軟に雇用できる特任教授制度の整備などにより、授業運営の安定と教育内容の充実に資する仕組みを提示している点は評価できる。
- 教員の募集・採用・昇任に関し、規程と多段階審査により手続の透明性・厳格性を担保している。一般公募を原則とし、JREC-IN等も活用して公募情報を広く公表している。予備審査会による書面審査、面接・模擬授業等による科目担当能力の審査、役員面接、委員会・教授会・理事会の協議決定という多段階の選考プロセスを明示している点は、公正性と質保証の観点で肯定的に評価できる。
- FDを中核に、教育の質向上と研究・社会貢献の活性化を組織的に推進し、点検・評価の枠組みも明記している。FD委員会の規程改正やFD実施方針の見直しを含め、ワークショップ・研修等を継続的に実施している。また、学修行動調査・卒業（修了）時実態調査等を用いた学修成果の可視化、表彰制度なども記載されている。加えて、S/T比、年齢構成、基幹教員配置、設置基準遵守等の観点で定期点検し、内部質保証の枠組みで改善に接続する方針を明示している点は評価できる。
- 「教員・教員組織の編制の方針」に基づいて、各学部及び各研究科における方針を策定して適切に

運営している。

○第3期認証評価で意見のあったFD委員会についても改善されている。

<改善が望まれる点及び提案>

○専門性の高い外国人教員を積極的に登用していくこと。

○国の高等教育政策が学修成果重視の方向を示す中で、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果修得のための効果的な教授法について、FD活動を通じてその検討・開発が期待される。

○「優れた教育活動の顕彰」において表彰された教員の取り組みを、ホームページやイントラネット上で公開するなどして学内で共有する仕組みを導入することも検討されたい。

○専任教員の男女比が「現状で十分であると言い切れる状況ではない」と自己点検で明記されている。これまでのDEI的な議論の延長線に立つなら、「理念・努力目標」というよりも中期の任用計画に数値目標（例：採用・昇任・管理職登用の目標レンジ）を埋め込み、選考プロセスの各段階で進捗管理することが望ましいという提案になり、加えて、公募設計（募集要件・専門分野の書き方、審査委員の構成、候補者母集団の拡張）を制度運用として整えるなどの提案がなされるであろう。一方、大学の教育研究機能強化に照らして、真に必要なかつ望ましいジェンダーバランスのあり方については別途議論がなされるべきであろう。

○国際性（外国人教員の配置）を、教育研究戦略と連動させて改善すること。外国人教員の配置についても、男女比と同様に「十分と言い切れない」と記載されている。改善にあたっては、単に人数を増やすのではなく、「どの教育・研究領域で、どの役割を担うか（英語学位科目、国際共同研究、留学生教育、国際発信等）」を明確化し、採用計画に反映することが望ましい。運用面では、教育・研究・校務の期待水準を職位別に整理し、外国人教員が能力を発揮できる支援（学内手続・授業運営の支援等）を合わせて整備することが提案となるであろう。一方で、学問の自由、言論の自由、研究機関としてのインテグリティを重視するのであれば、いたずらに国際性KPIにこだわるべきではない。ジェンダー、国籍、いずれも危険なアイデンティティ政治の入り口になりかねない。拓殖大学のミッションに照らして、適切に取り扱いが検討されるべきである。

○終身雇用制の制約を前提に、「中期的任用計画」の実体化（代替手段の併用）を進めること。報告書は、終身雇用制の下で課題が「即座に解決できる課題ではない」ため、「中期的な任用計画の中で対応」することが望まれるとしている。実際には大学教員人材の労働市場動向に合わせて、適切な戦略策定がなされるべきであろう。

○多様な教員が活躍できる環境として、FDを「オンボーディング／能力発揮支援」に拡張すること。報告書はFD委員会を中心に、教育の質・教育能力の向上、研究活動・社会貢献の活性化を図る取り組みを「積極的に実施」しているとしている。また、FD実施方針を策定している旨が記載されている。ここを改善提案として具体化するなら、男女比・国際性の改善と整合させて、FDを新任教員向けのオンボーディング、授業設計支援、制度・校務理解支援、授業運営上の言語支援まで含む形に拡張し、定着と成果創出を支える枠組みにすることが望ましいと思われる。

○教員の女性比率が、国公私立大学の27.8%に対して本学は19.6%で、政府における男女共同参画社会の実現に向けた方針に沿って女性教員の採用に努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、「教員・教員組織編制の方針」を大学・学部・研究科の階層で策定し、学内共有及び対外公表を行うことで教員組織の在り方を明確にしている。そのうえで、大学設置基準等に基づき必要な専任教員数を確保するとともに、教育目標に即した分野構成を踏まえた教員配置を行っている点は、教育研究体制の安定性という観点から評価できる。また、非常勤講師、TA、特任教授制度を活用することで、授業負担の軽減や教育内容の多様化を図っている。教員の募集・採用・昇任においては、公募原則と多段階審査を通じて透明性と厳格性を担保している点も評価できる。FD活動についても、規程改正や実施方針の見直しを行い、教育の質向上のみならず研究活動や社会貢献の活性化まで含めて組織的に推進している点は評価に値する。

一方で、専任の女性教員や外国人教員の比率に留意しつつ、優秀な人材を確保することが望まれる。また、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の修得に直結する教授法の検討・開発について、FD活動を通じた一層の深化が求められる。

第7章 学生支援

<評価できる点>

- 「拓殖大学 学生支援の方針」を定め、「学生支援センター」「国際交流留学生センター」「就職キャリアセンター」の三つのセンターを設置し、多面的に学生支援を推進する体制を整えている。
- 学生の能力に応じたきめ細かな補習教育、補充教育を実施するとともに、「入学準備教育プログラム」を実施して、入学前の基礎学力を高めて円滑に大学での学びに移行させている。
- 学生支援体制について、学生総合相談を担当する「学生主事」や障がいのある学生に特化した「障がい学生支援員」を配置して、きめ細かな対応を行っている。また、そのための施設整備の充実を図るなど、積極的な取り組みは評価できる。
- 拓殖大学の学生支援、すなわち修学支援、生活支援、進路支援、正課外活動支援などは、多岐にわたるメニューを揃え、学生のニーズに適切に対応し効果を上げており評価できる。特に、長年継続して活動している「麗澤会」は、教職員・学生が三位一体となって正課外教育の推進に貢献していることは評価できる。また、「麗澤会」への学生参加率が全学生の約半数近くを示しており、「麗澤会」への参加を通じて「拓殖人材」の重要な要素である「人間性」の涵養にもつながっている点は、高く評価できる。
- 学生支援の方針・規程を整備し、全学で共有している。学生支援、障がい学生支援、国際化、ハラスメント防止など、学生支援を支える方針・ガイドライン群を策定し、対外公表と学内共有を行っている点は、支援の一貫性と説明責任の基盤として評価できる。
- 教職協働の支援体制（3センター連携＋学生主事等）を構築している。学生支援センター、国際交流留学生センター、就職キャリアセンターを中核に、委員会・会議体を組み合わせ、学生総合相談を担う学生主事を配置するなど、支援を「制度」ではなく「運用」まで落としている。
- 学習支援（補習・学習支援室等）と修学継続支援（GPA面談等）が具体化している。補習・補充教育、入学前課題、学習支援室といった学習支援に加え、成績不振層へのGPA基準面談や退学者等問題検討委員会など、リスク層に対する早期介入の仕組みが示されている。
- 留学生・障がい学生等への包摂的支援を、教育・生活・制度面まで含めて実装している。留学生には日本語教育、奨学金、寮、在留資格など生活基盤まで含めた支援が記載され、障がい学生支援は方針策定（2024年1月）と窓口・支援員配置を伴って強化されている。多様な学生の学習機会確保

の観点で評価できる。

- キャリア支援が体制・成果指標・改善まで一貫して示されている。就職キャリアセンターを中心に専門人材配置や連携施策を整備し、就職率等の成果指標も提示している。さらに白書等で点検・分析し、奨学金増額や新プログラム開始など改善行動に結び付けている点が高い。
- 学生支援に関する「拓殖大学学生支援の方針」を基本とし、新たな課題への対応として「障がい学生支援に関する基本方針」を策定するなど多様な学生が学習に専念し、安定した学生生活を送れるよう各種の支援体制と環境整備が図られている。
- 「会員の学識を高め、心身を練り、親睦を厚くし、本学の学風を発揚する」を目的とし、学生と教職員が会員で学長が会長となり、学生・教員・職員が三位一体となって学生の課外活動を支援する「麗澤会」が有効に機能している。
- 学生相談を担当する独自の専門職の「学生主事」を学生支援室に8名（文京キャンパス4名、八王子国際キャンパス4名）配置して学生に寄り添ったきめ細やかな支援に努めている。

<改善が望まれる点及び提案>

- 拓殖大学のさまざまな学生支援活動に、「麗澤会」のように学生を参画させることの可能性についても考慮されたい。
- 障がい学生支援の「全学的な実装力」の強化（体制・運用・教職員理解）。方針策定と支援員配置等の体制強化は進んでいる一方で、報告書自身が「すべての障がいに即座に対応することは難しい」と明記している。外部評価としては、継続的な環境整備に加え、全学的な組織的支援体制の一段の強化、及び合理的配慮に関する教職員の理解促進・情報共有を、研修設計・案件共有プロトコル・意思決定フロー等で具体化することを求めたい。
- 成績不振・休学・退学リスクへの介入を「成果検証」まで含めて強化。GPA1.0未満の学生に対する面談等、リスク層への介入の仕組みは示されている。今後は、面談の実施にとどめず、介入後の学修行動・単位修得・継続率の改善など、アウトカムで有効性を検証し、基準（閾値）や介入メニュー（学習支援・生活支援への接続）をアップデートする運用が必要である。保証すべきは「実施」ではなく「改善効果」ではないか。
- ハラスメント対応の実効性を高めるための運用KPI・教育の整備。リーフレット配布、Web掲載、相談窓口整備、相談員会議による情報共有などの枠組みは提示されている。外部評価としては、これを実効化するため、相談から初動までの標準対応時間、再発防止（教育・周知）の到達度、匿名性・アクセス性等の運用指標を設定し、相談件数や種類の分析結果を啓発施策へ循環させる改善設計を求めたい。
- 進路支援の「プログラム効果測定」と、多様な学生属性への最適化。就職キャリアセンターにおける専門人材配置や、自治体・他大学との連携を通じた支援体制は示されている。今後の改善点としては、①学年別・属性別（例：UIターン志向、留学生等）の利用状況と成果の可視化、②各種プログラムの参加→行動変容→内定等の効果測定、③不足領域（未利用層へのリーチ、留学生の就労支援の個別最適など）への重点化などであろう。
- 昨年度卒業・修了した大学・大学院生の生活満足度実態調査において高い評価となっているので、今後もより一層の支援に努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、「学生支援の方針」に基づき、学生支援センター、国際交流留学生センター、就職キャリアセンターの三つのセンターを中核とした多面的な支援体制を構築している点は高く評価できる。また、入学前教育や補習・補充教育、学習支援室の設置など、学習面での支援が具体的に整備されているほか、GPAを活用した成績不振者への早期介入など、修学継続を支える仕組みも高く評価できる。さらに、「麗澤会」を中心とした正課外活動支援は、学生・教職員が三位一体となって機能しており、学生の人間性涵養に大きく寄与して点は評価できる。加えて、留学生や障がい学生に対しても、教育・生活・制度面を含めた包摂的支援が進められており、キャリア支援についても成果指標と改善プロセスが明示されている点は評価できる。

一方で、障がい学生支援については、方針や体制整備が進んでいるものの、全学的な実装力や教職員間の理解共有という点で、さらなる強化が求められる。また、「麗澤会」で培われた学生参画の仕組みを、他の学生支援領域へ応用する可能性も検討に値する。成績不振や休学・退学リスクへの介入については、実施状況の把握にとどまらず、その効果をアウトカムとして検証する視点の導入についても期待する。ハラスメント対応や進路支援についても、制度は整備されているものの、運用の実効性やプログラム効果の測定という観点で改善の余地がある。

第8章 教育研究等環境

<評価できる点>

- 「拓殖大学 教育・研究等環境整備の方針」を定め、2000年から取り組む「拓殖大学ルネサンス整備事業」を引き継ぎ、積み上げている。とりわけ、現代社会の課題である生成AIへの対応等にも留意して教育・研究等の環境整備を行っている。
- 拓殖大学の充実した図書館を高大連携提携校にも開放し、高校生の拓大図書館利用も進めている。
- 拓殖大学の文京キャンパス及び八王子国際キャンパスの教育・研究等の環境は、「教育・研究等環境整備の方針」のもと、新たなニーズや社会の動向を踏まえ、その整備・充実が図られている。
- 方針に基づく教育研究環境整備を、全体方針として明示している。「教育・研究等環境整備の方針」に基づき、教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備し、社会動向や新たなニーズも踏まえて充実に努める、という全体方針が明確である。
- 維持管理を外部委託も活用しつつ、授業運営に支障を来さない体制を整え、防災設備（非常放送設備、緊急地震速報、非常用発電機等）も整備・更新している点は、教育研究活動の基盤として評価できる。
- 新学科設置（2025年度の学生受け入れ開始）に合わせ、教育研究環境確保のためにキャンパス施設（E館）の整備工事を実施するなど、「新たなニーズへの対応」が具体策として示されている。
- CALL教室の更新時期を契機として、委員会で大学教育に必要なIT環境の在り方を検討し、「CALL教室整備計画の方向性」を取りまとめ、実施に移す方針が示されている。
- 研究支援業務の一元化（情報提供・きめ細かな支援）に加え、個人研究費規程等の制定（新制度運用開始）や研究所助成要領の改正など、研究支援を「体制」だけでなく「制度設計」まで踏み込んで更新している。
- 「教育・研究等環境整備の方針」に基づき、施設や設備の整備・充実、活動を支援するための各種規程の整備、支援体制、助成金の充実に努めている。
- 教育・研究機関として、研究倫理、研究活動の不正防止の対応策、啓発活動に取り組んでいる。

<改善が望まれる点及び提案>

- DXの進行に即した、図書館の在り方、図書館図書・資料の在り方を検討していくこと。
- 図書館の人員配置を「計画的整備」として具体化すること。図書館の人員配置は教育研究活動を支える基盤であり、大学設置基準上も整備が求められるため、計画的な整備が必要とされている。一方で近年の教育ニーズでの図書館の役割については相応の再検討がなされるべきであろう。
- 司書有資格者を含む専門性の高い専任職員の確保（採用・育成・配置）。「司書資格を持ち知識・経験豊富な専任職員を如何に確保するか」が課題として明示されているが、司書資格の妥当性自体、現代的な意義を問題提起してしかるべきではないかと思われる。
- 教育組織の新設・再編に耐える図書館体制（人的リソース）の確保。教育組織の新設・再編を進める際に、図書館の人員配置状況によっては支障が生じ得るため、先を見据えた整備が求められるとしている。
- 電子ジャーナル等の価格高騰への継続対策（予算確保＋契約方法の見直し＋利用データ分析）。為替変動等により電子ジャーナル・DB・洋書価格が高騰しており、契約・整備が課題であると明記されている。利用データ分析に基づき必要資料を把握しつつ、継続可否・新規購入の是非を見極め、購入予算を確保して整備する方針とのこと。また、契約方法の見直しや資金確保の必要性も具体的に述べられている。
- 最近、研究活動や教育課程に係わる問題として生成AIを活用しての不正行為が目立つ。それに対応するため、生成AIの便利なところを活用しながら、どう研究のインテグリティ、あるいはプロセスを守るか。入学試験や教育課程での不正防止については、環境設備面からのアプローチは必ずあると思うので、今後議論されることを期待する。
- 円安による電子ジャーナル、データベース、洋書等の価格が高騰する中での図書館の整備は厳しいが、引き続き有効な対応策を図っていただきたい。
- 司書資格を持ち知識・経験豊富な専任職員の確保に引き続き努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、「教育・研究等環境整備の方針」に基づき、長年にわたるルネサンス事業の成果を継承しながら、教育研究環境の整備・充実を進めている。両キャンパスにおける施設・設備の維持管理や防災体制は、運用レベルまで整備されており、教育研究活動の基盤として評価できる。また、新学科設置に伴う施設整備やICT環境の更新、研究支援体制の一元化と研究費制度の見直しなど、新たなニーズに対応した具体的な取り組みが進められている点も評価できる。さらに、図書館を地域住民や高大連携提携校の生徒等にも開放するなど、社会資源として活用がなされていることも評価できる。

一方で、DXの進展を踏まえた図書館の役割や蔵書・資料の在り方については、さらなる検討が求められる。特に、図書館の人員配置や司書資格を有する専任職員のさらなる確保、電子ジャーナル等の価格高騰への対応についての検討を期待する。

第9章 社会連携・社会貢献

<評価できる点>

- 「拓殖大学 社会連携・社会貢献の方針」を策定し、「教育」「研究」「社会貢献」の三つの大学の使命を踏まえ、大学において創出された研究成果を広く社会に公表するとともに民間企業等との共同研究も実施し、創出された優れた研究成果を社会に還元している。
- 拓殖大学の特色を生かした多種多様の公開講座を実施したり、拓殖大学図書館を文京区民、八王子市民、及び拓殖大学の公開講座受講生に対して利用証を発行したりなど、保有する資源や人材を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組んでいる。
- 拓殖大学では、数多くの高等学校との連携協定等を締結し、高校生対象の取り組みとして高校生の能力・意欲に応じた学習、また、大学レベルの教育研究に触れる機会の提供を目的に、高大連携講座「高校生のためのアジアの言語と文化」をはじめ、さまざまなコンサートなどを開設している。
- 附置研究所が主催する「公開講座」は多種多様であり、拓殖大学の特色が活かされたものであること、また、高校生・予備校生を対象に学習のための図書館開放を行っていることは、社会・地域連携への積極的な取り組みとして評価できる。
- 「拓殖大学 社会連携・社会貢献の方針」を策定し、教育研究成果・資源の社会還元、国際社会への協力・貢献、地域課題解決を柱として明示。加えて、グループウェアでの共有とホームページでの公表を実施している点は、説明責任と実行基盤の観点で評価できる。
- 学生参画を重視し、教育（人間性の涵養）と社会貢献を接続する考え方が明確である。学生が社会連携・社会貢献活動に参画することを重視し、大学の使命（教育・研究・社会貢献）との関係を整理した上で、研究成果の公表や共同研究等を通じた社会還元を位置づけている。しかも理念・活動・成果の連関が説明されている。
- 地域連携センターを核として、学生の実践的学修に資する教育の場を提供しつつ、地域連携活動も両立させる取り組みとして整理されており、教育効果と地域貢献の同時達成を志向している。
- 産学連携研究センターの活動が、理工学分野での企業支援及び産業の活性化に資するものとして明確に記述されている。社会課題・産業課題に対する大学の貢献を、組織的機能として示している点が評価できる。
- 附置研究所等の公開講座を含め、多面的な社会還元を「成果・効果」として総括している。附置研究所による公開講座を「多種多様かつ特色を活かした有意義なもの」と位置づけ、大学として誇れる活動と評価している。さらに、学生の成長・就職支援、生涯学習支援、研究分野の発展、地域振興など、多面的な効果・成果を挙げたうえで「概ね良好」と結論づけている。
- 「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、拓殖人材の「人間性」の育成を目指して学生が多様な活動に参画して取り組んでいる。
- 附置研究所、地域連携センター、産学連携研究センター等により教育研究成果を社会に還元している。
- 学生の実践的学修を目的に学外諸機関と連携して積極的に取り組んでいる。

<改善が望まれる点及び提案>

- 拓殖大学に入学したらどんな学びがあるのか、何になれるのか、拓殖大学を受験する高校生を増やすための公開講座をさらに充実させていくこと。
- 公開講座については、ユニークで貴重なものが実施されているので、遠方の受講希望者に対する配慮として、ハイブリッド型での実施について検討する余地があるのではないかと。

- 学外組織との連携体制のガバナンス（契約、リスク、知財、利益相反等）の整理。学外組織との連携を前提に据えているため、案件類型別の標準プロセス（審査、契約、リスク管理、成果公開方針）を一段明示できると、継続性と健全性が高まるであろう。「評価の視点」にも“連携体制”が掲げられている。
- 社会の課題解決に学生や大学が参画することで、学生の人間性と課題解決能力が養われ、大学の社会的使命を果たすことができるので、さらなる取り組みを期待したい。

<小括>

拓殖大学では、「社会連携・社会貢献の方針」を明確に定め、教育・研究成果を社会へ還元する取り組みを組織的に推進している点は高く評価できる。また、学生の参画を重視し、社会貢献活動を通じて人間性の涵養を図るという考え方が明確に整理されている点は評価できる。さらに、附置研究所等による公開講座や高大連携事業については、ユニークで貴重なものも行われており、その成果が教育効果や地域貢献として寄与されている点も評価できる。

一方で、公開講座のさらなる充実を期待する。また、学外組織との連携に関する契約、危機管理、知的財産、利益相反等を、より明確に整理することが求められる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

<評価できる点>

- 「教育ルネサンス 2030」の策定に基づき、「教育目標」「三つのポリシー」「内部質保証」「教員・教員組織編制」「学生支援」「教育・研究等環境整備」等の分野ごとに具体的な方針等を示し、これらを安定的に、持続的に遂行するための「拓殖大学 管理運営の方針」を定めて運用している。
- 大学学則、大学院学則で、教育組織・教職員組織に関する基本方針を明確にし、それに基づき大学運営のための組織を設置し、拓殖大学教学組織規程を定めて役職教員を配置している。
- 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化を図るために寄付行為、理事会細則、常務理事会運営規程等で具体的な業務、采井方法等を定めている。
- 拓殖大学は学長を中心とした教学運営体制を確立し、各種方針の策定と実行を推進している。教学事項に関しては、各学部教授会及び研究科委員会の意見を集約した上で、大学教学会議や大学院委員会に諮るプロセスを徹底しており、ボトムアップとトップダウンを融合させた大学改革に取り組んでいる。
- ガバナンス面においては、2025年4月施行の改正私立学校法を見据え、内部統制システムの基本方針やリスク管理、コンプライアンスに関する諸規程を先んじて整備した。さらに「資金運用細則」を「資金運用規程」へ格上げし、運用体制を強化している。これらの実績から、拓殖大学のガバナンス体制は概ね構築・運用されているものと認められる。
- 拓殖大学は、全教職員を対象とした研修機会の提供と必要な取り組みを明記した「拓殖大学SD実施方針」を策定している。本方針は、ホームページ上で公表され、教職員にも周知しており、透明性の確保という点からも評価できる。また、「拓殖大学SD取組計画」に基づき、「所属部署別研修」「SD研修会」「目的別研修」の三つの区分で研修を構成し、組織と個人の双方に配慮した体系的な制度を構築している点は高く評価できる。
- 寄附行為や理事会細則等により、理事会が基本方針・事業計画等を決定する最高執行機関として位

- 置つけられ、教学組織側の目的（教学の適正・効率的運用）と合わせ、双方の権限と責任が整理されている。また、学長・副学長が理事として位置づけられ、有機的な連携が担保される設計である。
- 「SD実施方針」を定めて周知・公表し、さらに「SD取組計画」に基づき、所属部署別研修・SD研修会・目的別研修の3類型で研修を構成している。加えて、FD・SDや教職協働、各種研修制度の構築を中長期計画（教育ルネサンス2030）の基本戦略に位置づけ、改革プロジェクトも推進している。
 - 大学の運営に関わる方針や規程等を明示し、それに基づいてPDCAサイクルにより適切に運営を行っている。
 - 監事、内部監査室、公認会計士が連携した牽制体制ができている。

<改善が望まれる点及び提案>

- 管理運営の方針を様々な視点から検討し、幅広い視点での「管理運営の方針」を作成していくこと。
 - 「管理運営の方針」については、第3期認証評価結果において、財務面に偏重しており、大学運営におけるマネジメントや組織体制、各部門の役割分担についての明示が不十分であったとの指摘を受けた。現在は、大学教学会議を中心に、実効的なマネジメント体制の構築に向けた再検討が行われている。今後の展望として、組織の役割と責任を明確化した「管理運営の方針」が早期に策定され、学内全体の共通認識として浸透していくことを期待したい。
 - 「拓殖大学 管理運営の方針」の内容を、財務偏重から大学運営のマネジメント（組織体制・役割、意思決定、運営上の考え方等）を含む形へ見直し、結論を確定させることが望まれる。第3期認証評価で、同方針が「財務面に偏重」し、マネジメントや組織体制・役割等の考え方を明示しているとはいえないとして「今後の検討が望まれる」と指摘されている。さらに、当該指摘への対応について「最終的な結論を得ていない」とされ、第10章第1節は自己点検で「軽度の課題あり」と判断されている。これらの意味する課題を、日本国内大学としてどのように解決していくか。財務面で、法制度的な縛りが英米などに比べて厳しいと想定される中で、どうするのか注目したい。
 - 第3期認証評価で指摘された「拓殖大学管理運営の方針」の改正の早期結論に努めていただきたい。
 - 監事、内部監査室、公認会計士が連携した監査が形骸化しないよう機能強化に努めていただきたい。
 - 自律性に基づくガバナンスの強化と健全性に努めていただきたい。
- 〔備考〕自己点検・評価報告書の取りまとめ以降に、「拓殖大学 大学運営・財務に関する方針」が策定されている（令和7年11月17日常務理事会決定）。

<小括>

拓殖大学では、「教育ルネサンス2030」に基づき、教学と法人の役割分担を明確にした管理運営体制を構築している。学則や各種規程により、教学組織と法人組織の権限・責任が整理され、ボトムアップとトップダウンを融合した意思決定プロセスが機能している点は評価できる。また、改正私立学校法を見据えた内部統制やリスク管理体制の整備、SD方針に基づく体系的な研修制度の運用は高く評価できる。

一方で、「管理運営の方針」については、過去の認証評価において指摘を受けており、自己点検・評価報告書においても問題点として挙げられていた。なお、令和7年11月に、新たに「大学運営・財務に関する方針」が策定されており、その方針に基づき実効性がある取り組みが実施されることを期待する。

第2節 財務

<評価できる点>

- 予算編成から決定に至るまでの手続きが明確である。
- 予算の執行に関して、どの立場がどのような権限を持っているかの諸規定が細かく整備されている。
- 拓殖大学は、2030年を見据えた中・長期計画「教育ルネサンス2030」において、経営・財務戦略を明確に位置づけ、この計画に基づき、継続的な財政改善に取り組み、安定かつ健全な財政基盤を維持・確保している。さらに、独自の「オレンジ募金」を立ち上げ、学内外で積極的な募金活動を展開した結果、多額の寄付金を獲得している。これらの成果は、拓殖大学の理念や教育・研究方針に対するステークホルダーからの高い信頼と支持を示すものであり、特筆すべき実績である。
- 中・長期計画「教育ルネサンス2030」において、収入の安定確保・多様化、既存事業の見直しと費用対効果の検証、物件費・人件費の抑制等を「経営・財務戦略」として明確に掲げている点は、財務運営の方向性が組織的に定義されているという意味で評価できる。
- 施設・設備の改修等に要する財源確保のため、「各種引当特定資産に積極的な積立を行い、内部留保資産の充実を図る」旨を基本方針として示している。中長期の資金需要（設備更新等）を前提に、手当ての方向性を明確にしている点は堅実である。
- 法人の令和6年度決算では純資産構成（自己資本）比率が88.0%で毎年高い比率を維持しており、自力で資産を調達できている。総負債比率や負債比率も低く財政基盤が良好である。
- 引当特定資産への積立率が高く、中期長期的な財政計画の立案にあたって運用資産の確保がなされている。
- 予算編成において、継続事業（経常的支出）は節減の姿勢を堅持して予算額を原則的にゼロシーリングとし、これまでの事業内容を再度見直して費用対効果を検証するなど経費の抑制に努めている。

<改善が望まれる点及び提案>

- 収入構成として、大学の学生生徒等納付金比率が2023年度決算で83.5%と示されており、収入構造のリスク分散の観点からは、納付金以外収入の厚みがなお課題となり得る。一方で、現代の我が国文教行政の中でどのような選択肢がありうるのか、注目したい。なおイェール大学では納付金比率は1割弱である。
- 少子化で18歳人口が減少する状況下において、学生生徒等納付金以外の収入財源の確保として競争的資金や外部資金の獲得に努めていただきたい。
- 八王子国際キャンパスの広大な敷地の有効活用に努めていただきたい。

<小括>

拓殖大学では、中長期計画に基づく財務戦略を明確に位置づけ、安定的かつ健全な財政基盤を維持している点は高く評価できる。予算編成・執行に関する手続や権限規程も明確であり、引当特定資産の積立を通じて将来の投資需要に備える姿勢は堅実である。募金活動による外部資金獲得や経費抑制の取り組みも評価できる。

一方で、少子化の進行を踏まえ、学生生徒等納付金以外の収入財源の確保として競争的資金や外部資金の獲得が求められる。また、八王子国際キャンパスの広大な敷地の有効活用を期待する。

【参考資料】

拓殖大学外部評価委員会開催状況

区分	開催日時・場所	主な議事
第1回	令和7年12月17日(水) 15:00~17:00 拓殖大学 文京キャンパス A館2階 理事会議室	<ul style="list-style-type: none">外部評価の進め方自己点検・評価報告書(第1章~第4章)の説明自己点検・評価報告書の各章に対する評価(第1章~第4章)その他
第2回	令和8年1月21日(水) 14:00~16:00 拓殖大学 文京キャンパス A館2階 理事会議室	<ul style="list-style-type: none">自己点検・評価報告書(第5章~第10章)の説明自己点検・評価報告書の各章に対する評価(第5章~第10章)その他
第3回	令和8年3月6日(金) 14:00~16:00 拓殖大学 文京キャンパス A館2階 理事会議室	<ul style="list-style-type: none">外部評価報告書の取りまとめその他

拓殖大学外部評価委員会 委員名簿

委員長： 朴 木 一 史 (学校法人貞静学園 理事長、貞静学園中学校・高等学校 校長)

委員： 工 藤 潤 (中央大学法学部 特任教授、桜美林大学大学院 大学アドミニストレーション
(実践研究学位プログラム) 非常勤講師、学校法人津田塾大学 評議員)

斉 藤 淳 (J PREP 代表、株式会社 J Institute 代表取締役)

森 本 雅 之 (元 医療法人社団 竹口病院 常務理事)

〔以上4名〕

拓殖大学外部評価委員会規程

平成 30 年 12 月 1 日

規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、拓殖大学(以下「本学」という。)が行う自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究等の水準のさらなる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その結果を自己点検・評価活動に反映させることを目的として、本学外部評価委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 本委員会は、学長の諮問を受けて、本学が行う自己点検・評価活動に関する評価を行う。

2 本委員会は、外部評価の結果を取りまとめ、これを本学内部質保証委員会に報告する。

(構成)

第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる外部の有識者をもって構成する。

(1) 教育機関(大学、短期大学、高等学校等)の関係者

(2) 本学の所在する地域社会(企業、団体等)の関係者

(3) その他、学長が必要と認めた者

2 本委員会の委員は、学長が指名し委嘱する。

3 本委員会の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 4 条 本委員会に委員長を置く。ただし、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 本委員会は、学長の諮問を受けて、委員長が招集し議長となる。

(事務)

第 5 条 本委員会の事務は、学務部学長事務室が行う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。